

(利用許可の申請)

第1条 京都市武道センター条例（以下「条例」という。）第5条の規定により利用の許可を受けようとするものは、条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、弓道場（部分利用に限る。）を利用しようとする者が、その利用に係る料金を支払ったときは、利用の許可の申請があったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、付属設備のうち有料ロッカーを利用しようとする者が、第4条第2項本文の規定によりその利用に係る料金を支払ったときは、利用の許可の申請があったものとみなす。

(受付期間)

第2条 前条第1項の規定による申請は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、受付を開始する日を変更することができる。

2 前条第2項の規定による申請は、利用しようとする日に限り、受け付けるものとする。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、第1条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る利用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

2 弓道場（部分利用に限る。）については、その利用に係る料金を支払ったときに、利用の許可があったものとみなす。

3 付属設備のうち有料ロッカーについては、次条第2項本文の規定によりその利用に係る料金を支払ったときに、利用の許可があったものとみなす。

(利用料金)

第4条 条例別表第1に掲げる付属設備の利用に係る料金の上限額は、別表第2のとおりとする。

2 付属設備のうち有料ロッカーの利用に係る料金は、当該有料ロッカーを利用する際に、硬貨投入口に投入して支払わなければならない。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、別に定める方法により支払わせることができる。

(利用料金の還付)

第5条 条例第8条ただし書の規定により京都市武道センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理上の都合により利用の許可を取り消した場合 全額
- (2) 災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合 2分の1に相当する額
- (3) 利用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下「利用日」という。）の7日前までに利用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合（利用日の属する月の前月の初日前に第1条第1項の規定による申請をした場合を除く。）
全額

（利用料金の減免）

第6条 条例第9条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

（特別の設備）

第7条 条例第10条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他指定管理者が必要と認める書類を指定管理者に提出しなければならない。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この規則は、昭和60年5月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日規則第171号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成4年3月31日規則第105号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年11月26日規則第68号）

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第138号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第157号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月28日規則第156号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第156号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成26年3月31日規則第225号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市武道センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月6日規則第42号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第126号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市武道センター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年7月8日規則第29号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市武道センター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

区分		受付を開始する日
(1)	主競技場、補助競技場若しくは弓道場の全面利用、旧武徳殿若しくは相撲場又はこれらと併せて利用する会議室に係る申請	優先的競技会等のためにするもの 利用日の属する年度の前年度の12月1日
	その他のもの	利用日の属する月の3箇月前の月の初日
(2)	主競技場の半面利用又は会議室に係る申請（(1)の項に掲げる申請を除く。）	利用日の属する月の前月の初日
(3)	補助競技場の部分利用に係る申請	利用日の14日前の日

備考 「優先的競技会等」とは、次の要件を満たしている競技会、講習会その他の催物として別に定めるものをいう。

- (1) 本市におけるスポーツの振興に著しく寄与すること。
- (2) 開催の準備に相当の時間を要するため、早期に利用日を決定することを要すること。

別表第2（第4条関係）

区分		単位	利用料金
補助いす		1脚につき1日	円
			100
長机			210
有料ロッカー		1個1回につき1日	100
温水シャワー室	A	1室につき1日	5,650
		1室につき1時間	1,880
	B	1室につき1日	2,820
		1室につき1時間	940
浴室		1室につき1日	2,610
放送室（マイクロホン1本付き）			6,800
マイクロホン		1本につき1日	1,420
電源		1箇所につき4時間	100
卓球用具	卓球台	1台につき1日	320
	球止めネット	1個につき1日	30
	得点板	1台につき1日	100
支柱及びネット	バドミントン用	1組につき1日	210
	バレーボール用		1,420
	テニス用		1,420
柔道畳		1畳につき1日	60
審判台		1台につき1日	200
得点台			100
得点板			100
ストップウォッチ		1個につき1日	200

冷房設備	一式につき 1 時間	7,220
暖房設備		7,220